

公 募 公 告

有償による庁舎等の使用又は収益の許可を受けて、飲料自動販売機を設置し、その運営管理を行う者の募集について、下記のとおり公募する

令和7年8月13日

法務省所管国有財産部局長
金沢地方法務局長 今井 唯市

1 公募に付する事項

- (1) 件 名 輪島地方合同庁舎飲料自動販売機の設置及び管理業務
- (2) 設置場所 石川県輪島市鳳至町畠田99番地3
輪島地方合同庁舎内において指定する場所
- (3) 設置台数 1台
- (4) 募集者数 1者
- (5) 設置期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで
- (6) 選考方法 企画提案書等について審査し、総合評価方式にて選定する。

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用が著しく悪化していないと認められる者であり、かつ、福利厚生施設の営業及び管理について適正な履行が確保される者であること。
- (3) 国税、地方税及び労働保険料等公租公課を完納していること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 下記4により企画提案募集要領の交付を受けていること。
- (11) 企画提案募集要領に基づく提出書類を期限内に提出していること。

3 本件の問合せ先

〒921-8505

石川県金沢市新神田四丁目3番10号 金沢新神田合同庁舎 2階

金沢地方法務局会計課施設係 担当 片岸将誠

電話番号 076-292-7818（直通）

FAX番号 076-292-7537

4 企画提案募集要領の交付

(1) 交付期間

令和7年8月13日（水）から令和7年8月22日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

前記3と同じ。

(3) 交付方法

ア 手交による交付

前記3において交付する。

なお、交付を受ける際は名刺及び印鑑を持参すること。

イ 郵送による交付

封筒の表に「輪島地方合同庁舎飲料自動販売機の設置及び管理業務」と朱書きした上で、返信用として住所、氏名及び郵便番号を記載したレターパックライト及び担当者の名刺を同封して、前記3宛てに郵送すること。

なお、郵送前に前記3に電話連絡すること。

また、郵送による交付申込みは令和7年8月22日（金）必着とする。

5 応募書類の提出方法等

(1) 提出期限

令和7年9月9日（火）午後5時までとする。

(2) 提出場所

前記3と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による提出は令和7年9月9日（火）必着とする。

6 提出書類の無効

本公告に示した資格のない者が提出した書類は無効とする。

7 その他

仕様及び公募内容等の詳細については、企画提案募集要領による。